

【指定基準編】介護サービス事業者自己点検表
(兼事前提出資料)

(介護予防)福祉用具貸与
及び
特定(介護予防)福祉用具販売

事業所番号	
事業所の名称	
事業所の所在地	
電話番号	
FAX 番号	
e-mail	
法人の名称	
法人の代表者名	
管理者名	
主な記入者 職・氏 名	
記入年月日	令和 年 月 日
(実地指導日)	令和 年 月 日

○福祉用具貸与・特定福祉用具販売共通

営業日			
営業時間		サービス提供時間	

○福祉用具貸与:介護予防サービスの提供状況

提供月	年 月	年 月
利用者数計		
車いす	()	()
車いす付属品	()	()
特殊寝台	()	()
特殊寝台付属品	()	()
床ずれ防止用具	()	()
体位変換器	()	()
手すり		
スロープ		
歩行器		
歩行補助つえ		
認知症老人 徘徊感知機器	()	()
移動用リフト	()	()
自動排泄処理装置	()	()

(注)利用者数は、介護報酬請求に係る実利用者数(実際に当該月にサービスを利用した利用者数)を記入してください。
(直近2ヶ月分)

(注)()は、軽度者で原則として算定できないが、例外使用として算定した場合の実利用者数を記入してください。

○福祉用具貸与:居宅サービスの提供状況

提供月	年 月	年 月
利用者数計		
車いす	()	()
車いす付属品	()	()
特殊寝台	()	()
特殊寝台付属品	()	()

福祉用具貸与

介護予防福祉用具貸与

床ずれ防止用具	()	()
体位変換器	()	()
手すり		
スロープ		
歩行器		
歩行補助つえ		
認知症老人徘徊感知機器	()	()
移動用リフト	()	()
自動排泄処理装置	()	()

(注)利用者数は、介護報酬請求に係る実利用者数(実際に当該月にサービスを利用した利用者数)を記入してください。

(直近2ヶ月分)

(注)()は、軽度者で原則として算定できないが、例外使用として算定した場合の実利用者数を内数で記入してください。

○特定福祉用具販売:サービスの提供状況

提供月		年 月	年 月
介護予防 販売	利用者数計		
	腰掛便座		
	自動排泄処理装置の交換可能部品		
	入浴補助用具		
	簡易浴槽		
	移動リフトの吊具		
特定用具 販売	利用者数計		
	腰掛便座		
	自動排泄処理装置の交換可能部品		
	入浴補助用具		
	簡易浴槽		
	移動リフトの吊具		

(注)利用者数は、介護報酬請求に係る実利用者数(実際に当該月にサービスを利用した利用者数)を記入してください。

(直近2ヶ月分)

介護サービス事業者自己点検表の作成について

1 趣旨

この自己点検表は、介護サービス事業者の皆様が事業を運営するにあたって最低限遵守しなければならない事項等について、関係法令、通知などの内容をもとにまとめたものです。定期的に本表を活用し、事業運営状況の適否を、自主的に点検していただきますようお願いします。

2 実施方法

- ① 定期的の実施するとともに、事業所への実地指導が行われるときは、他の関係書類とともに市へ提出してください。なお、この場合、必ず控えを保管してください。
- ② 記入時点での状況について、各項目の点検事項に記載されている内容について、満たされていれば「はい」に、そうでなければ「いいえ」の部分に○印をしてください。なお、該当するものがなければ「該当なし」の部分に○印(もしくは「なし」と記入)をしてください。
(「はい」又は「いいえ」のどちらかを消去する方法でも構いません。)
- ③ 点検事項について、全てが満たされていない場合(一部は満たしているが、一部は満たしていないような場合)は、「いいえ」に○印をしてください。
- ④ 各項目の文中、単に「以下同じ」「以下〇〇という。」との記載がある場合には、当該項目内において同じ、または〇〇であるということを示しています。
- ⑤ 複数の職員で検討のうえ点検してください。
- ⑥ 点検項目ごとに根拠法令等を記載していますので、参考にしてください。
- ⑦ この自己点検表は福祉用具貸与の運営基準等を基調に作成されていますが、指定福祉用具貸与事業者が指定介護予防福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、指定福祉用具貸与の事業と指定介護予防福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防福祉用具貸与についても指定福祉用具貸与の運営基準等に準じて基準の確認を行ってください。なお網掛け部分については、指定介護予防福祉用具貸与及び指定特定介護予防福祉用具販売独自の運営基準であり、根拠法令の網掛け部分についても指定介護予防福祉用具貸与及び指定特定介護予防福祉用具販売の根拠法令であることを表します。
- ⑧ 指定福祉用具貸与のみに関する基準については「貸与」と、指定福祉用具販売のみに関する基準については「販売」と記載していますので、該当する基準について点検してください。(項目の一部に貸与、販売と記載している場合もあります。)また、点検表中の根拠法令欄における四角囲いの法令については、指定福祉用具販売の根拠法令となっています。
何も記載のない項目は共通の点検事項となりますので、いずれのサービスにおいても点検してください。

3 根拠法令等

「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

条例	松本市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(令和2年松本市条例第78号)
予防条例	松本指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(令和2年松本市条例第76号)
法	介護保険法(平成9年法律第123号)
施行令	介護保険法施行令(平成10年政令第412号)
施行規則	介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)
平11厚令37	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)
平11老企25	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
高齢者虐待防止法	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

	(平成17年法律第124号)
平12厚告19	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成12年2月10日厚生省告示第19号)
平12老企34	介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて (平成12年1月31日老企第34号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
平12老企36	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
平11厚告93	厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目 (平成11年3月31日厚生省告示第93号)
平18厚労令35	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成18年3月14日厚生労働省令第35号)
平30厚労告80	厚生労働大臣が定める福祉用具貸与の基準(平成30年3月22日厚生労働省告示第80号)
平30老高発0322	福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準について (平成30年3月22日老高発0322第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知)
平18厚労告127	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)
平18老振0331011	福祉用具専門相談員について(平成18年3月31日老振発0331011号老健局振興課長通知)
平18-0317001号	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日老計発・老振発・老老発第0317001号厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知)
平21老振0410001	「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目」及び「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」の改正等に伴う実施上の留意事項について (平成21年4月10日老振発第0410001号老健局振興課長通知)
平24厚労告120	厚生労働大臣が定める地域(平成24年3月13日厚生労働省告示第120号)
平26老発1212	介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布について (平成26年12月12日老発1212第1号老健局長通知)
平27老振発第0327第3号	複数の福祉用具を貸与する場合の運用について (平成27年3月27日老振発第0327号厚生労働省老健局振興課長通知)

4 提出先・問合せ

松本市 健康福祉部 福祉政策課
〒390-8620 松本市丸の内3番7号
松本市役所 東庁舎2F
TEL:0263(34)3287 FAX:0263(34)3204
e-mail:fukushikansa@city.matsumoto.lg.jp

介護サービス事業者自己点検表 目次

項目	内容	担当者 確認欄
第1	一般原則	
1	一般原則	
第2	基本方針	
2	福祉用具貸与(販売)事業の基本方針	
3	介護予防福祉用具貸与(販売)事業の基本方針	
第3	人員に関する基準	
4	福祉用具専門相談員	
5	介護予防福祉用具貸与(販売)事業の福祉用具専門相談員	
6	管理者	
第4	設備に関する基準	
7	設備及び備品等	
8	介護予防福祉用具貸与事業の設備基準	
第5	運営に関する基準	
9	内容及び手続きの説明及び同意	
10	提供拒否の禁止	
11	サービス提供困難時の対応	
12	受給資格等の確認	
13	要介護認定の申請に係る援助	
14	心身の状況等の把握	
15	居宅介護支援事業者等との連携	
16	法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	
17	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	
18	居宅サービス計画等の変更の援助	
19	身分を証する書類の携行	
20	サービスの提供の記録	
21	利用料(販売費用の額)等の受領	
21-1	利用料等の受領	
21-2	販売費用の額等の受領	
22	保険給付の請求のための証明書の交付	
23	保険給付の申請に必要な書類等の交付	
24	福祉用具貸与(販売)の基本取扱方針	
25	福祉用具貸与(販売)の具体的取扱方針	
26	福祉用具貸与(販売)計画の作成	
27	利用者に関する市町村への通知	
28	管理者の責務	
29	運営規程	
30	勤務体制の確保等	
31	業務継続計画の策定等	
32	適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等	

福祉用具貸与

介護予防福祉用具貸与

項目	内容	担当者 確認欄
33	福祉用具の取扱種目	
34	衛生管理等	
35	掲示及び目録の備え付け	
36	秘密保持等	
37	広告	
38	居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	
39	苦情処理	
40	地域との連携	
41	事故発生時の対応	
42	虐待の防止	
43	会計の区分	
44	記録の整備	
45	電磁的記録等	
予防	介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	
46	介護予防福祉用具貸与(販売)の基本取扱方針	
47	介護予防福祉用具貸与(販売)の具体的取扱方針	
48	介護予防福祉用具貸与(販売)計画の作成	
第6	変更の届出等	
49	変更の届出等	
第7	その他	
55	介護サービス情報の報告及び公表	
56	法令遵守等の業務管理体制の整備	

項目	自己点検のポイント	点検	根拠法令	確認書類
第1 一般原則				
1 一般原則	① 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。	はいいいえ	条例 第3条第1項 平11厚令37 第3条第1項	
	② 地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。	はいいいえ	条例 第3条第2項 平11厚令37 第3条第2項	
	③ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の為、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。	はいいいえ	条例 第3条第3項 平11厚令37 第3条第3項	
	④ サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。	はいいいえ	条例 第3条第4項 平11厚令37 第3条第4項	
	※ 介護保険等関連情報の活用とPDCAサイクルの推進について サービスの提供に当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととされています。 この場合において、「科学的介護情報システム(LIFE:Long-term careInformation system For Evidence)」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましいです。		平11老企25 第3の一の3(1)	
第2 基本方針				
2 基本方針	事業運営の方針は、次の基本方針に沿ったものとなっていますか。	はいいいえ	条例 第237条 第254条 平11厚令37 第193条 第207条	・定款、寄付行為等 ・運営規定 ・パンフレット等
	〔福祉用具貸与(販売)の基本方針〕 指定福祉用具貸与の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与(販売)することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。		予防条例 第204条 第221条 平18厚令35 第265条 第281条	
	〔介護予防福祉用具貸与(販売)の基本方針〕 指定介護予防福祉用具貸与の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持又は改善(向上)を図るものでなければならない。		法 第8条第12項 第8条第13項 平11厚告93 平12老企第34	
※ 介護保険の給付対象となる福祉用具は、「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」(平成11年3月31日 厚生労働省告示第93号)及び「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」(平成12年1月31日 老企第34号)において定められた種目となります。				
貸与	① 車いす 自走用標準型車いす、普通型電動車いす、介助用標準型車いす又は介助用電動車いすに限る。			
	② 車いす付属品 クッション又はパッド、電動補助装置等であって、車いすと一体的に使用されるものに限る。			
	③ 特殊寝台 サイドレールが取り付けられているもの又は取り付けることが可能なものであって、次に掲げる機能のいずれかを有するもの 一 背部又は脚部の傾斜角度が調整できる機能 二 床板の高さが無段階に調整できる機能			
	④ 特殊寝台付属品 マットレス、サイドレール等であって、特殊寝台と一体的に使用されるものに限る。			
	⑤ 床ずれ防止用具 次のいずれかに該当するものに限る。 一 送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気マット 二 水等によって減圧による体圧分散効果をもつ全身用のマット			
	⑥ 体位変換器 空気パッド等を身体の下に挿入することにより、居宅要介護者等の体位を容易に変換できる機能を有するものに限る、体位の保持のみを目的とするものを除く。			
	⑦ 手すり 取付けに際し工事を伴わないものに限る。			
	⑧ スロープ 段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないものに限る。			
	⑨ 歩行器 歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれ			

項目	自己点検のポイント	点検	根拠法令	確認書類
販売	れかに該当するものに限る。 一 車両を有するものにあつては、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの 二 四脚を有するものにあつては、上肢で保持して移動させることが可能なもの			
	⑩ 歩行補助つえ 松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。			
	⑪ 認知症老人徘徊感知機器 認知症である老人が屋外へ出ようとした時等、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの			
	⑫ 移動用リフト(つり具の部分を除く。) 床走式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの(取付けに住宅の改修を伴うものを除く。)			
	⑬ 自動排泄処理装置 尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの(交換可能部品(レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの)を除く。)			
	① 腰掛便座 次のいずれかに該当するものに限る。 一 和式便座の上に置いて腰掛式に変換するもの 二 洋式便座の上に置いて高さを補つもの 三 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの 四 便座、バケツ等からなり、種別機能である便器居室において利用可能であるものに限る。) 五 水洗ポータブルトイレ ② 自動排泄処理装置の交換可能部品 ③ 入浴補助用具 座立の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であつて次のいずれかに該当するものに限る。 一 入浴椅子 二 浴槽用すり 三 浴槽椅子 四 入浴浴槽の縁にかけて利用する台であつて、浴槽への出入りのためのもの 五 浴室内のこ 六 浴槽内のこ 七 入浴形助ベルト ④ 簡易浴槽 空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの ⑤ 移動用リフトのつり具の部分			
	※ 2つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱いします。 (1) それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに1つの福祉用具として判断する。 (2) 区分できない場合であつて、購入告示に掲げる特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。 (3) 福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。 【例】 ただし、当該福祉用具の機能を高める外部との通信機能を有するもののうち、認知症老人徘徊感知機器において、当該福祉用具の種目に相当する部分と当該通信機能に相当する部分が区別できる場合には、当該福祉用具の種目に相当する部分に限り対象とします。			
第3 人員に関する基準				
3 用語の定義	※「常勤」 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業員が勤務すべき時間数(週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。)に達していることをいうものです。 同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であつて、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合算が常勤の従業員が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。例えば、一の事業者によって行われる指定福祉用具貸与事業所と指定居宅介護支援事業所が併設されている場合、指定福祉用具貸与事業所の管理者と指定居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合算が所定の時間に達していれば、常勤の要件を満たすことになります。 ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障のない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業員が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とします。		平11 老企25 第2の2の(3)	
	※ 併設の別事業所間の業務を兼務しても常勤として扱われるのは、管理者(施設長)のような直接処遇を行わない業務で、「同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる」といったただし書きがあるものに限ります。同時並行的に行うことができない直接処遇を行う業務(看護、介護、機能訓練、相談業務など)は、原則として兼務した場合は、それぞれ常勤が勤務すべき時間に達しなくなるため、双方の事業所とも、正職員などの雇用形態に関わらず、「非常勤」となります。			
	※「専ら従事する」「専ら提供に当たる」 原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業員の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業員の常勤・非常勤の別を問いません。		平11 老企25 第2の2の(4)	

福祉用具貸与

介護予防福祉用具貸与

項目	自己点検のポイント	点検	根拠法令	確認書類
	※「常勤換算方法」 当該事業所の従業者の勤務時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数(週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。)で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうもの。この場合の勤務時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間数の延べ数であり、例えば、当該事業所が指定福祉用具貸与と指定介護予防の指定を重複して受ける場合であって、ある従業者が福祉用具専門相談員と訪問介護員を兼務する場合、福祉用具専門相談員の勤務時間数には、福祉用具専門相談員としての勤務時間だけを算入することとなるものです。		平11 老企25 第2の2の(1)	
4 福祉用具専門相談員	事業を行う者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で2以上配置されていますか。 ※ 福祉用具専門相談員は、次のいずれかに該当すること。 ア 保健師 イ 看護師 ウ 准看護師 エ 理学療法士 オ 作業療法士 カ 社会福祉士 キ 介護福祉士 ク 職業療法士 ケ 都府県教育委員会が指定する福祉用具専門相談員指定講習の修了者 ※ 福祉用具専門相談員の員数については、常勤換算方法で2人以上とされていますが、当該指定福祉用具貸与と事業者が、指定介護予防福祉用具貸与、指定特定福祉用具販売又は指定特定介護予防福祉用具販売に係る事業者の指定を併せて受ける場合であって、これらの指定に係る事業所と指定福祉用具貸与と事業者が一体的に運営される場合については、常勤換算方法で2人以上の福祉用具専門相談員を配置することをもって、これらの指定に係るすべての人員基準を満たしているものとみなすことができます。したがって、例えば、同一の事業所において、これら4つの指定を併せて受けている場合であっても、これらの運営が一体的になされているのであれば、福祉用具専門相談員は常勤換算方法により2人でもって足りるものです。	はいいいえ	条例 第 238 条 第 255 条 平11 厚令37 第 194 条 第 208 条 施行令 第4条第1項 平11 老企25 第3の11の1(1) 第3の12の1(1) (第3の11の1(1)①②準用) 平 26 老 発1212 第1号 平 18 老 振0331011 第1 平11 老企25 第3の11の1(1)③ 第3の12の1(1)③ (第3の11の1(1)③準用)	・職員名簿表 ・出勤簿 ・常勤、非常勤職員の員数がわかる職員名簿
5 介護予防福祉用具貸与(販売)事業の福祉用具専門相談員	指定介護予防福祉用具貸与(販売)事業者が指定福祉用具貸与(販売)事業者、指定特定福祉用具販売(貸与)事業者、指定特定介護予防福祉用具販売(貸与)事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防福祉用具貸与と事業とこれらの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、これらの事業における福祉用具専門相談員の基準を満たすことをもって、指定介護予防福祉用具貸与(貸与)事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。		平11 老企25 第3の11の1(1)③ 第3の12の1(1)③ (第3の11の1(1)③準用)	
6 管理者	事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。 ※ 以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは他の職務を兼ねることができます。 ア 当該事業所の福祉用具専門相談員としての職務に従事する場合 イ 特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内にある他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合	はいいいえ	条例第239条 第256条 平11 厚令37 第195条 第209条 平11 老企25 第3の11の1(2) 第3の12の1(2) 準用第3の1の1(3))	・職員名簿表 ・出勤簿
第4 設備に関する基準				
7 設備及び備品等	貸与 ① 福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えていますか。 ※ 福祉用具の保管又は消毒を他の事業所に行わせる場合は、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができます。 ② 設備及び器材等の基準は、次のとおりとなっていますか。 ア 福祉用具の保管のために必要な設備 (1) 清潔であること。 (2) 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。 イ 福祉用具の消毒のために必要な器材 当該事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。 ※ ア(2)については、既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具の区分について、保管室を別にするほか、つい立ての設置等両者を保管する区画を明確に区分するための措置を講じてください。 販売 ① 事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定特定福祉用具販売の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えていますか。 ※ 必要な広さの区画については、利用申込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保してください。	はいいいえ	条例 第240条第1項 平11 厚令37 第196条第1項 条例 第240条第2項 平11 厚令37 第196条第2項 平11 老企25 第3の11の2(3) 条例第257条第1項 平11 厚令37 第210条第1項 平11 老企25 第3の11の2(1) 第3の12の2(1)	・運営規程 ・事業所の平面図 ・設備、備品台帳 ・業者との委託契約書 ・保管に関する記録 ・消毒に関する記録

福祉用具貸与

介護予防福祉用具貸与

項目	自己点検のポイント	点検	根拠法令	確認書類
	※ 他の事業所又は施設等と同一敷地内にある場合であって、指定福祉用具貸与(販売)の事業及び当該他の事業所又は施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所又は施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用できるものとします。		平11 老企25 第3の11の 2(2) 第3の12の 2(2)	
8 介護予防福祉用具貸与(販売)事業の設備基準	指定福祉用具貸与(販売)事業者が指定介護予防福祉用具貸与(販売)事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防福祉用具貸与(販売)事業と指定福祉用具貸与(販売)事業とが同一の事業所において一体的にされている場合については、指定福祉用具貸与事業における設備及び備品等の基準(上記 7 設備及び備品等)を満たすことをもって、指定介護予防福祉用具貸与事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。		予防条例 第 207 条 第 224 条 平18 厚労令35 第 268 条 第 284 条	
第5 運営に関する基準				
9 内容及び手続きの説明及び同意	サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。	はいいいえ	条例第251条 第264条 準用(第8条) 平11 厚令37 第 205 条、第 216 条 準用(第8条)	・運営規程 ・説明文書 ・利用申込書 ・同意に関する記録
	※ サービスの選択に資すると認められる重要事項 ア 運営規程の概要 イ 福祉用具貸与業務体制 ウ 事故発生時の対応 エ 苦情処理の体制 等		平11 老企25 第3の11の 4(2) 第3の12の 3(6) 準用(第3の1の 3(2))	
	※ 同意は、利用者及び事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいです。			
10 提供可否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。 ※ 要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することはできません。 ※ サービスの提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、次の場合です。 ア 当該事業所の現場からは利用申込に応じられない場合 イ 利用申込者の居住が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ウ その他利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難な場合	いいいいい	条例第251条 第264条 準用(第9条) 平11 厚令37 第 205 条、第 216 条 準用(第9条) 平11 老企25 第3の11の 4(2) 第3の12の 3(6) 準用(第3の1の 3(3))	・利用申込受付簿 ・要介護度の分布 がわかる資料
11 サービス提供困難時の対応	通常の事業の実施地域、取り扱う福祉用具の種目等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合には、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定福祉用具貸与事業者等の紹介、その他必要な措置を速やかに講じていますか。	はいいいえ	条例第251条 第264条 準用(第10条) 平11 厚令37 第 205 条、第 216 条 準用(第10条)	・サービス提供依頼書 ・連絡に関する記録 ・紹介に関する記録
12 受給資格等の確認	① サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び有効期間を確かめていますか。 ② 被保険者証に認定審査会の意見が記載されているときは、当該意見に配慮してサービスを提供するように努めていますか。	はいいいえ はいいいえ	条例第251条 第264条 準用(第11条) 平11 厚令37 第 205 条、第 216 条 準用(第11条)	・サービス提供票 ・利用者に関する記録
13 要介護認定の申請に係る援助	① サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 ② 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前までにはなされるよう、必要な援助を行っていますか。	はいいいえ はいいいえ	条例第251条 第264条 準用(第12条) 平11 厚令37 第 205 条、第 216 条 準用(第12条)	・利用者に関する記録
14 心身の状況等の把握	サービスの提供に当たっては、サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	はいいいえ	条例第251条 第264条 準用(第13条) 平11 厚令37 第 205 条、第 216 条 準用(第13条)	・利用者に関する記録 ・居宅介護支援経過 ・サービス担当者会議の要点
15 居宅介護支援事業者等との連携	① サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 ② サービス提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な相談又は助言を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	はいいいえ はいいいえ	条例第251条 第264条 準用(第14条) 平11 厚令37 第 205 条、第 216 条 準用(第14条)	・情報提供に関する記録 ・情報提供に関する記録 ・相談又は助言に関する記録

介護予防福祉用具貸与

12

福祉用具貸与

介護予防福祉用具貸与

項目	自己点検のポイント	点検	根拠法令	確認書類
21-1 利用料等の受領 貸与	① 法定代理受領サービスに該当する指定福祉用具貸与を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額から当該事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けていますか。	はいいいえ	条例第241条第1項 平11厚令37 第197条第1項	・サービス提供票 ・別表 ・領収証
	※ 法定代理受領サービスとして提供される指定福祉用具貸与についての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割、2割又は3割(法の規定により保険給付の率が異なる場合には、それに応じた割合)の支払を受けなければならない。また、指定福祉用具貸与は継続的な契約であるとともに利用者に対面する機会が少ないことから、指定福祉用具貸与事業者は、利用者から前払いにより数か月分の利用料を徴収することも可能です。この場合であっても、要介護者の要介護認定の有効期間を超える分について前払いにより利用料を徴収することはできません。		平11老企25 第3の11の3(1)①	
	※ 指定福祉用具貸与事業者は、現に要した費用の額として適切な利用料を設定し、指定福祉用具貸与の提供内容によって利用者から選択されることが本旨です。そのため、事業者が受領した利用者負担を金品その他の財産上の利益に替えて直接的又は間接的にその利用者へ供与し、事実上利用者負担の全部又は一部を軽減している場合などは、その主旨からは除かれるものであり、不適切です。また、当該事業者以外の者が当該事業者のサービス提供に係る利用者負担を前提として、その利用者に対して金品その他の財産上の利益を供与している場合も同様です。		平11老企25 第3の11の3(1)①	
	② 法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与を提供した際には、その利用者から支払を受ける利用料の額と、当該サービスに係る居宅介護サービス費用基準額との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額が生じていませんか。	いいいいい	条例第241条第2項 平11厚令37 第197条第2項	・運営規程(利用料その他費用) ・サービス提供票 ・別表 ・領収証
	※ 介護保険給付の対象となる指定福祉用具貸与のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。 ア 利用者へ、当該事業が指定福祉用具貸与の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。 イ 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定福祉用具貸与事業所の運営規程とは別に定められていること。 ウ 会費が指定福祉用具貸与の事業の会費と区分されていること。		平11老企25 第3の11の3(1)② 準用(平11老企25 第3の11の3(1)②・④)	
	③ 上記の支払を受ける額のほか、次の費用の額の支払を利用者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。	はいいいえ	条例第241条第3項 平11厚令37 第197条第3項 平11老企25 第3の11の3(1)③	・領収証 ・重要事項説明書 ・運営規程(実施区域の確認) ・車両運行誌
	ア 通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費 イ 福祉用具の搬出入に通常必要となる人数以上の従事者やクレーン車が必要になる場合等、特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用 ※ 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認められません。			
21-2 販売費用の額等の受領 販売	④ 上記③の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。	はいいいえ	条例第241条第4項 平11厚令37 第197条第4項	・説明文書 ・利用申込書 ・同意書
	⑤ あらかじめ定めた期日までに、利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、福祉用具を回収すること等により指定福祉用具貸与の提供を中止することができますが、その手続き等について適切に取り扱っていますか。	はいいいえ 事例なし	条例第241条第5項 平11厚令37 第197条第5項	・領収証 ・中止に関する記録
	① サービスの提供をした際には、当該指定福祉用具の購入に要した費用の額(以下販売費用の額という。)の支払を受けていますか。	はいいいえ	条例第259条第1項 平11厚令37 第212条	・重要事項説明書 ・運営規程(実施区域の確認) ・領収証 ・車両運行誌
	※ 販売費用の額は、現に当該指定福祉用具の購入に要した費用の額であり、その費用には、通常の事業の実施地域において指定福祉用具販売を行う場合の交通費が含まれます。また、指定福祉用具販売事業者は、現に当該指定福祉用具の購入に要した費用の額として適当な販売費用を設定し、指定福祉用具販売の提供内容によって利用者から選択されることが本旨です。そのため、受領した利用者負担を金品その他の財産上の利益に替えて直接的又は間接的にその利用者へ供与し、事実上利用者負担の全部又は一部を軽減している場合は、その趣旨からは排除されるものであり、不適切です。 また、当該事業者以外の者が当該事業者のサービス提供に係る利用者負担を前提として、その利用者に対して金品その他の財産上の利益を供与している場合も同様です。		平11老企25 第3の12の3(2)①	
	② 上記①の支払を受ける額のほか、次の費用の額の支払を受けることができますが、費用の額の受領を行う場合は適切に行っていますか。	はいいいえ	条例第259条第2項 平11厚令37 第212条第2項	
	ア 通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具販売を行う場合の交通費 イ 指定福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用 ※ 介護保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認められません。		平11老企25 第3の12の3(2)②	
	③ 上記②の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。	はいいいえ	条例第259条第3項 平11厚令37 第212条第3項	・説明書 ・利用申込書 ・同意書
22 保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスに該当しない福祉用具貸与に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した福祉用具貸与の種目、品名、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付していますか。	はいいいえ 該当なし	条例第251条 準用(第21条) 平11厚令37 第205条 準用(第21条)	・サービス提供証明書 ・明細書 (介護給付費明細書代用可)

福祉用具貸与

介護予防福祉用具貸与

項目	自己点検のポイント	点検	根拠法令	確認書類
23 販売保険給付の申請に必要な書類等の交付	指定特定福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、次の事項を記載した書面を利用者に対して交付していますか。 ア 当該指定特定福祉用具販売事業所の名称 イ 販売した特定福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書 ウ 領収書 エ 当該特定福祉用具のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要	はいいいえ	条例 第260条 平11厚令37 第213条 平11老企25 第3の12の3(3)	領収書 パンフレット等
24 福祉用具貸与(販売)の基本取扱方針	① 福祉用具貸与は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っていますか。	はいいいえ	条例第242条 第264条 平11厚令37	・居宅サービス計画書
	② 常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与(販売)していますか。	はいいいえ	第198条 第216条 平11厚令98条	・評価を実施した記録
	③ 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	はいいいえ		
25 福祉用具貸与(販売)の具体的な取扱方針	① サービスの提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、(使用上の留意事項)、利用料(販売の場合は販売費用の額)、全国平均貸与価格(貸与のみ)等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与(販売)に係る同意を得ていますか(全国平均貸与価格に関する情報の提供は平成30年10月から適用)。	はいいいえ	条例第243条第1号 第261条第1号 平11厚令37 第199条第1号 第214条第1号	・使用説明書 ・相談に関する記録 ・同意に関する記録
	② 福祉用具及び特定福祉用具のいずれにも該当する指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行っていますか。	はいいいえ	条例第243条第2号 第261条第2号 平11老企25第3の11の3(3)②	
	【選択制の対象となる福祉用具の種目・種別】 ・固定用スロープ ・歩行器(歩行車を除く) ・車椅子(松葉づえを除く) ・多点杖			
	③ サービスの提供に当たっては、貸与(販売)する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行っていますか。販売におけるサービスの提供においては、常に清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を販売していますか。	はいいいえ	条例第243条第3号 第261条第3号	・点検に関する記録
	④ サービスの提供に当たっては、利用者の身体状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書(当該福祉用具の製造事業者、福祉用具貸与事業者等の作成した取扱説明書)を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っていますか。	はいいいえ	条例第243条第4号 第261条第4号	・使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等に関する記録 ・取扱説明書
	※ 電動リフト、自動排せつ装置の交換・修理等の使用に際し、衛生面から注意が必要な福祉用具については、利用者又は家族等が日常的に行うなければならない衛生管理の必要等利用に際しての注意事項を付記してください		平11老企25第3の11の3(3)③ 第3の12の3(4)③	
	【貸与】 電動車いす、移動用リフト、体位変換器等の使用に際し、安全性の面から注意が必要な福祉用具については、訓練動作の必要性等、利用に際しての注意事項について十分説明してください。			
	【貸与】 ※ 特に、降昇機能用リフトについては、①福祉用具専門相談員が製造業者等が実施している講習を受け、当該講習を修了した旨の証明を受けること、②利用者家族等による適切な使用のため、サービス担当者会議等を通じて十分な説明をするとともに、③実際に使用させながら指導を行うこと、④リフトの見やすい場所に使用上の留意事項を掲示する等、福祉用具専門相談員が責任をもってサービス提供を行ってください。		平21老振0410001第1-2	
	⑤ サービスの提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行っていますか。	はいいいえ	条例第243条第5号 平11厚令37 第199条第5号	・点検に関する記録 ・福祉用具使用、指導、修理状況に関する記録
	※ 福祉用具の修理については、専門的な技術の有する者に行わせても差し支えありませんが、この場合にあっても、福祉用具専門相談員が責任をもって修理後の点検を行ってください。		平11老企25第3の11の3(3)①・④	
	※ 自動排せつ処理装置等の使用に際し、衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、当該福祉用具の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、定期的な使用状況の確認、衛生管理、保守・点検を確実に実施してください。			
	⑥ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(身体的拘束等)を行っていますか。	はいいいえ	条例第243条第6号 平11厚令37 第199条第6号 平11老企25第3の11の3(3)⑤	
	⑦ 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その内容等について利用者又はその家族に対してできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るように努めるとともに、態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。	はいいいえ	条例第243条第7号 平11厚令37 第199条第7号 平11老企25第3の11の3(3)⑤	
	※身体的拘束等の記録は、5年間保存しなければなりません。		市独自 条例第250条第2項第7号	
	⑧ 居宅サービス計画に特定福祉用具貸与(販売)が位置付けられる場合には、当該計画に特定福祉用具貸与(販売)が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じていますか。	はいいいえ	条例第243条第8号 第261条第8号	・居宅サービス計画書

福祉用具貸与

介護予防福祉用具貸与

項目	自己点検のポイント	点検	根拠法令	確認書類
	貸与 当該利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由を居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じてください。			
	※ 福祉用具専門相談員はサービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じてください。		平11老企25 第3の11の 3(3)⑥ 第3の12の 3(4)④	
	販売 ※ ②～④及び⑥は福祉用具専門相談員の業務方針等を明確にしたものであり、福祉用具専門相談員は原則としてこれらの手差を自行する必要があります。		平11老企25 第3の12の 3(4)③	
	貸与 ⑨ サービスの提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者 ^⑨ に提供していますか。	はいいいえ	条例 第243条第9号 平11厚令37 第199条第9号	・目録、パンフレット、選定提案書等
26 福祉用具貸与 (販売)計画の 作成	※ 福祉用具専門相談員は、利用者が適切な福祉用具を選択するための情報の提供に当たっては、現在の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らして行ってください。		平11老企25 第3の11の 3(3)⑦	
	① 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、福祉用具貸与計画の実施状況の把握(モニタリング)を行う時期等を記載した福祉用具貸与(販売)計画を作成していますか。	はいいいえ	条例 第244条第1項 第262条第1 項 平11厚令37 第199条の2第 1項 第214条の2 第1項	・特定福祉用具販売計画 ・居宅サービス計画書
	※ 特定福祉用具販売の利用もある場合は、福祉用具貸与と特定福祉用具販売に係る計画は、一体のものとして作成してください。		平11老企25 第3の11の 3(3)⑧イ 第3の12の 3(4)⑥イ	
	※ 福祉用具サービス計画には、最低限次の事項の記載が必要です。 ・利用者の基本情報(氏名、年齢、性別、要介護等) ・福祉用具が必要な理由 ・福祉用具の利用目標 ・具体的な福祉用具の機種と当該機種を選定した理由 ・その他関係者で共有すべき情報(福祉用具を安全に利用するために特に注意が必要な事項、日常の衛生管理に関する留意点等)		介護保険最新情報 Vol.267	
	※ その他、関係者間で共有すべき情報(福祉用具使用時の注意事項)がある場合には、留意事項に記載してください。なお、福祉用具貸与計画の様式については、各事業所にて定めるもので差し支えありません。		平11老企25 第3の11の 3(3)⑧ロ 第3の12の 3(4)⑥ロ	
	② 福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成していますか。	はいいいえ	条例 第244条第2項 第262条第2 項 平11老企25 第3の11の 3(3)⑧ハ 第3の12の 3(4)⑥ロ	
	※ 福祉用具貸与計画を作成後、居宅サービス計画が作成された場合は、当該福祉用具貸与計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。			
	③ 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。	はいいいえ	条例 第244条第3項 第262条第3 項	
	④ 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付していますか。	はいいいえ	条例 第244条第4項 第262条第4 項	
	※ 福祉用具貸与計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければなりません。サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならず、また、当該福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければなりません。		平11老企25 第3の11の 3(3)⑧ニ 第3の12の 3(4)⑥ハ	
	※ なお、福祉用具貸与計画は、2年間保存しなければなりません。		条例 第250条第2項 第263条第2 項	
	⑤ 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行っていますか。 選択制の対象である品目の貸与の提供にあたっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行っていますか。	はいいいえ	条例 第244条第5項	
	販売 福祉用具専門相談員は、選択制の品目に係る指定特定福祉用具販売の提供にあたっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行っていますか。	はいいいえ	第262条第5 項	
	⑥ 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告していますか。	はいいいえ	条例 第244条第6項 第262条第6 項	

福祉用具貸与

介護予防福祉用具貸与

項目	自己点検のポイント	点検	根拠法令	確認書類
	貸与 ⑦ 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行っていますか。	はいいいえ	条例 第244条第7項 平11厚令37 第199条の2第5項	
	貸与 ⑧ 福祉用具専門相談員は、上記①から④までの規定について、福祉用具貸与計画の変更についても、同様に取 り扱っていますか。	はいいいえ	条例 第244条第8項 平11厚令37 第199条の2第8項	
27 利用者に関する市町村への通知	利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。 ア 正当な理由なしに福祉用具貸与(販売)の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増 進させたと認められるとき。 イ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	はいいいえ 事例なし	条例 第 251 条 第 264 条 準用(第26条) 平11厚令37 第 205 条 第 216 条 準用(第26条)	・市町村に送付した通知に係る記録
28 管理者の責務	① 管理者は、当該事業所の従業者の管理及びサービスの利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	はいいいえ	条例 第 251 条 第 264 条 準用(第58条) 平11厚令37 第 205 条 第 216 条 準用(第52条)	・組織図・組織規程 ・運営規程 ・職務分掌表 ・業務報告書・業務日誌等
	② 管理者は、当該事業所の従業者に「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。	はいいいえ	条例 第 251 条 第 264 条 準用(第245条) 平11厚令37 第200条 第216条 準用(第 200 条)	
29 運営規程	次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めていますか。 ア 事業の目的及び運営の方針 イ 従業者の職種、員数及び職務内容 ウ 営業日及び営業時間 エ 福祉用具貸与(販売)の提供方法、取り扱う種目及び利用料(販売費用)その他の費用の額 オ 通常の事業の実施地域 カ 虐待の防止のための措置に関する事項 キ その他運営に関する重要事項	はいいいえ	条例 第245条 第264条 準用(第 245 条) 平11厚令37 第200条 第216条 準用(第 200 条)	・運営規程 ・指定申請及び変更届(写)
	※ オの「通常の事業の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、単独地域を越えてサービスが提供されることを妨げるものではありません。		平11老企25 第3の11の3(4) 第3の12の3(6) 第3の1の3(19)④	
	※ 「カ 虐待の防止のための措置に関する事項」は、虐待の防止に係る、組織内の体制(責任者の選定、従業者への研修方法や研修箇所等)や虐待又は虐待が疑われる事象が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。		平11老企25 第3の11の3(4)②	
	※ エの「福祉用具貸与の提供方法」は、福祉用具の選定の援助、納品及び使用方法の指導の方法等を指します。 貸与 「利用料」は、法定受領サービスである福祉用具貸与に係る利用料(1割、2割又は3割負担)、法定受領サービスでない福祉用具貸与の利用料を、「その他の費用の額」は、徴収が認められている費用の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額となります。 販売 販売費用の額は、現当該福祉用具の購入に要した費用の額を、「その他の費用の額」は、徴収が認められている費用の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額となります。 なお、個々の福祉用具の利用料(販売費用)については、その額の設定の方式(貸与の場合は利用期間に暦月による1月に満たない端数がある場合の算定方法等)及び目録に記載されている旨を記載すれば足りるものと し、運営規程には必ずしも額自体の記載を要しません。		平11老企25 第3の11の3(4)①	
	貸与 ※ また、エの「取り扱う種目及び利用料」について、運営規程に複数の福祉用具を貸与する場合に価格を減額する規定を設けることができます(介護予防福祉用具貸与も同様)。この場合、あらかじめ市に減額の規定を届け出ることが必要です。 1. 複数の福祉用具を貸与する場合の考え方 ・ 同一の利用者に2つ以上の福祉用具を貸与する場合とします。そのため複数の捉え方については、例えば 1つの契約により2つ以上の福祉用具を貸与する場合、契約数に関わらず2つ以上の福祉用具を貸与する場合等、指定福祉用具貸与事業者等が実情に応じて規定します。 2. 減額対象の福祉用具の範囲 指定福祉用具貸与事業者等が取り扱う種目の一部又は全ての福祉用具が対象です。例えば、主要な福祉用具である車いす及び特殊寝台と同時に貸与される可能性が高い以下の種目を減額対象として設定することが考えられます。 ①車いす付属品、②特殊寝台付属品、③床ずれ防止用具、 ④手すり、⑤スロープ、⑥歩行器 3. 減額する際の利用料の設定方法 すでに届け出ている福祉用具の利用料(単品利用料)に加えて、減額の対象とする利用料(減額利用料)を設定します。また、1つの福祉用具には、同時に貸与する福祉用具の数に応じて複数の減額利用料を設定することも可能です。 本取扱いを行う指定福祉用具貸与事業者等は、予め事業所内のシステム等において1つの福祉用具に対して単品利用料と減額利用料を設定する必要があります。		平 27 老振発第 0327 第3号	

項目	自己点検のポイント	点検	根拠法令	確認書類
	特定の福祉用具を複数組み合わせたもの、いわゆるセットを定めることは認められません。利用者の状態に応じて適切な福祉用具が選定できるよう、個々の福祉用具に減価利用料を設定します。 4. 減価の規定の整備 運営規程等に単品利用料と減価利用料のいずれについても記載する必要があります。 5. 減価利用料の算定等 月の途中において、本取扱いが適用される場合、或いは適用されなくなる場合の算定方法は、「介護報酬に係るQ&A(vol.2)」(平成15年6月30日事務連絡)で示している「月途中でサービス提供の開始及び中止を行った場合の算定方法について」等の取扱いに準じます。 [月途中のサービス開始・中止] 福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の貸与期間が1月に満たない場合については、当該開始月及び中止月は日割り計算を行ってください。ただし当分の間、半月単位の計算方法を行うことも差し支えありません。いずれの場合においても、居宅介護支援事業者における給付計算が適切になされるよう、その算定方法を運営規程に記載する必要があります。 なお、介護給付費明細書の記載方法について、福祉用具貸与を現に行った日数を記載することとなったことに留意してください。 6. 利用者への説明 本運用を適用する場合、或いは適用されなくなる場合において変更契約等を行う際には、指定福祉用具貸与事業者等は契約書等においてその旨を記載し、利用者に対して利用料の変更に関する説明を行い、理解を得てください。 7. 居宅介護支援事業所等への連絡 指定福祉用具貸与事業者等が利用料を変更する際は、居宅介護支援事業所等において、区分支給限度基準額管理を適正に行えるよう、その都度関係事業所が必要な情報を共有してください。 8. その他留意事項 減価する福祉用具の利用料については、利用料のうち重複する経費として想定されるアセスメント、契約手続き、配送・納品及びモニタリング等に係る経費に相当する範囲において適切に設定してください。		介護保険最新情報 Vol.153	
30 勤務体制の確保等	① 管理者及び従業者と労働契約を交わしていますか。労働条件通知書等を書面で明示し交付していますか。 ※ 雇用(労働)契約において、労働基準法により下記のような条件を書面で明示することとされています。 ① 労働契約の期間に関する事項 ② 期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準 ③ 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項 ④ 始業・終業時刻、時間外労働の有無、休憩時間、休日、休暇、交替制勤務をさせる場合の就業時間に関する事項 ⑤ 賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期に関する事項 ⑥ 退職に関する事項(解雇の事由を含む) ⑦ 昇給の有無(※)、⑧ 退職手当の有無(※) ⑨ 賞与の有無(※)、⑩ 相対窓口(※) ※ 非常勤職員のうち、短時間労働者(1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と比べて短く労働者)に該当するものを雇入れたときには、上記⑦、⑧、⑨及び⑩についても文書で明示しなくてはなりません。 ② 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めていますか。 ※ 原則として月ごとの勤務表を作成してください。 ※ 事業所ごとに、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を勤務表上明示してください。 ③ 当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。(ただし、利用者のサービス利用に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではありません。) ※ 福祉用具の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等については、当該事業所の従業者たる福祉用具専門相談員が行うべきですが、福祉用具の運搬、回収、修理、保管、消毒等の利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については、福祉用具専門相談員以外の者又は第三者に行わせることが認められます。 貸与 保管又は消毒を第三者に委託をする場合は、項目33「衛生管理等」③④の規定に留意してください。 ④ 指定福祉用具貸与事業者等は、適切な指定福祉用具貸与の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより福祉用具専門相談員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。	はいいいえ	労働基準法 第15条 労働基準法 施行規則 第5条	就業規則 ・運営規程 ・雇用契約書 ・勤務表
		はいいいえ	条例 第251条 第264条 準用 (第110条第1項) 平11厚令37 第205条 第216条 準用 (第101条第1項) 平11老企25 第3の11の3(10) 第3の12の3(9) 準用 (第3の1の3(21)) 条例 第251条 第264条 準用(第110条) 平11老企25 第3の11の3(10)②口 第3の12の3(9)②口	業務委託契約書
		はいいいえ	条例 第251条 第264条 準用 (第110条第4項)	

項目	自己点検のポイント	点検	根拠法令	確認書類
	※ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)第30条の2第1項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント(以下「職場におけるハラスメント」という。)の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものです。事業主が講ずべき措置の具体的な内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとします。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意してください。 ア 事業主が講ずべき措置の具体的な内容 事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(平成18年厚生労働省告示第615号)及び事業主が職場における優遇的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。)において規定されているとおりです。 特に以下の内容に留意してください。 ① 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること。 ② 相談苦情を含む。以下同じ。に)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をおらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をおらかじめ定め、労働者に周知すること。 なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置等については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第24号)附則第3条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定により、中小企業(医療介護を含むサービス業を主たる事業とする事業主については資本金が5000万円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下の企業)は、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされていますが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努めてください。		平11 老企37 第205条 第216条 準用(第101条 4項)	
31 業務継続計画 の策定等	① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定福祉用具貸与(特定福祉用具販売)の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努めていますか。	はいいいえ	条例第251条 第264条 準用(第31条の2) 平11 厚令37第205条 準用(第30条の2)	
	② 福祉用具専門相談員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めていますか。	はいいいえ		
	③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めていますか。	はいいいえ		
	※ 感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して福祉用具貸与の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、福祉用具貸与従業員に対して、必要な研修及び訓練(シミュレーション)を実施しなければならないこととしたものです。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。また、感染症や災害が発生した場合には、従業員が連携・取組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業員が参加できるようにすることが望ましいです。 ア 感染症に係る業務継続計画 a 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等) b 初重対応 c 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等) イ 災害に係る業務継続計画 a 平時時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等) b 緊急時の対応(業務継続計画の徹底、対応体制等) c 他施設及び地域との連携			
	※ 研修の内容は、感染症や災害に係る業務継続計画の具体的な内容を職員に共有するとともに、平時時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の促進を行うものとします。職能教育を組織的に浸透させていくために、定期的(年1回以上)な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録してください。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。			
	※ 訓練(シミュレーション)においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確保、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的(年1回以上)に実施するものとします。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。			
32 適切な研修の 機会の確保並 びに福祉用具 専門相談員の 知識及び技能 の向上等	① 福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保していますか。	はいいいえ	条例 第246条 第264条 準用(第246 条) 平11 厚令37 第201条 第216条 準用第201条 平11 老企25 第3の11の 3(6)① 第3の12の 3(9) 準用 (第3の11の 3(6)①)	・研修受講修了証 ・研修計画・出張 命令書 ・研修会資料
	※ 福祉用具の種類が多様多様であり、かつ、常に新しい機能を有するものが開発されるとともに、要介護者の要望も多様であるため、福祉用具専門相談員は常に最新の専門知識に基づいた情報提供、適切な相談等を行うことが求められます。このため、事業者は福祉用具専門相談員に福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせなければなりません。			
	② 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めていますか。	はいいいえ	条例 第246条第2項 第264条 準用(第246 条) 平11 老企25 第3の11の 3(6)② 第3の12の 3(9) 準用(第3の11 の3(6)②)	
	※ 福祉用具専門相談員は、利用者が可能な限り、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況を踏まえた適切な目標の設定、目標達成のための具体的なサービス内容の検討など、福祉用具貸与計画の作成や利用者への説明を通じて、適切な福祉用具の選定がなされるよう援助を行うことが求められています。このため、福祉用具専門相談員は常に必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければなりません。			

項目	自己点検のポイント	点検	根拠法令	確認書類
33 福祉用具の取扱項目	利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしていますか。	はいいいえ	条例第247条 第264条 準用(第247条) 平11厚令37第202条 第216条 準用(第202条) 第216条	・目録等
34 衛生管理等	① 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。	はいいいえ	条例第248条第1項 第264条 準用(第32条第1項) 平11厚令37第203条 第216条 準用(第31条第1項) 労働安全衛生法第66条	・従業者の健康診断に関する記録
	※ 常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回(ただし、深夜業労働者等は6ヶ月以内ごとに1回)、定期的に健康診断を実施しなければなりません。			
	※ 手洗所等の従業者共用のタオルは、感染源として感染拡大の恐れがありますので、使用しないでください。			
	販売 ② 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めていますか。	はいいいえ	条例第264条 準用(第32条第2項) 平11老企25第3の12の3(6) 準用(第3の1の3(21))	・衛生管理に関する記録
	※ 福祉用具専門相談員が感染源となることを予防し、また福祉用具専門相談員を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じてください。			
	貸与 ③ 回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管していますか。	はいいいえ	条例第248条第2項 平11老企25第3の11の3(7)①	・消毒及び保管に関する記録
	※ 福祉用具の種類ごとに、消毒の具体的方法及び消毒計の保守点検の方法を記載した「標準作業書」を作成し、これに従い熱湯による消毒、消毒液を用いた拭拭等、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により消毒を行ってください。			
	※ なお、自動排他処理装置を取り扱う場合は、当該自動排他処理装置の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、利用者を変更する場合に必要な衛生管理(分解洗浄、部品交換、動作確認等)が確実に実施されるよう、特に留意してください。			
	貸与 ④ 上記②の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができます。この場合において、当該事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保するため、当該保管又は消毒の業務に係る委託契約において、次に掲げる事項を文書により取り決めていきますか。	はいいいえ	条例第248条第3項 平11老企25第3の11の3(7)②	・業者との委託契約書 ・指示に関する記録 ・確認結果記録
	※ 委託契約において明確にすべき内容は次のとおりです。 ア 当該委託等の範囲 イ 当該委託等に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件 ウ 受託者等の従業者により当該委託等がなされた業務(以下「委託業務」という。)が、運営基準に従って適切に行われていることを当該福祉用具貸与事業者が定期的に確認する旨 エ 当該事業者が、当該委託業務に関し、受託者等に対し指示を行い得る旨 オ 当該事業者が、当該委託業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを当該事業者が確認する旨 カ 受託者等が実施した当該委託業務により利用者へ賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在 キ その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項			
	※ 当該福祉用具貸与事業者は、ウ及びオの確認の結果の記録を作成しなければなりません。		平11老企25第3の11の3(7)③	
	※ エの指示は、文書により行われなければなりません。		平11老企25第3の11の3(7)④	
	※ ウ及びオの確認の結果の記録を2年間保存しなければなりません。		平11老企25第3の11の3(7)⑤ 条例第250条第2項 【独自基準(市)】	
貸与	④ 上記③により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録していますか。	はいいいえ	条例第248条第4項	・指示に関する記録 ・確認結果記録
貸与	⑤ 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めていますか。	はいいいえ	条例第248条第5項	・衛生管理に関する記録
	⑥ 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めていますか。 一 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置 その	はいいいえ	条例第248条第6項	

項目	自己点検のポイント	点検	根拠法令	確認書類
	他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具貸与従業者に周知徹底を図ること。 二 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 三 当該事業所において、福祉用具貸与従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。(年1回以上)			
	※ 感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置については、具体的には次のアからウまでの取扱いとしてください。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。 ア 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を機する委員会 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を機する委員会(以下「感染症対策委員会」という。)であり、感染症の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染症対策担当者を決めておくことが必要です。感染症対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ臨時開催する必要があります。 感染症対策委員会は、テレビ電話装置等(リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。)を活用して行うことができるものとし、この際、個人情報保護委員会「厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 なお、感染症対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。 イ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定します。 平常時の対策としては、事業所内の衛生管理(環境の整備等)、ケアにかかる感染症(手洗い、標準的な予防策)等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係等との関係機関との連携、行政等への報告等が想定されます。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明示しておくことも必要です。 なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染症の手引き」を参照してください。 ウ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練 「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染症の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの実行を行うものとし、職員教育を組織的に浸透させていくために、当該事業所が定期的に教育(年1回以上)を開催するとともに、新規採用時には感染症研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録することが必要です。 なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行ってください。 また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練(シミュレーション)を定期的に(年1回以上)に行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染症をした上でのケアの演習などを実施するものとし、訓練の実施は、机上を含めその実施手前は問わないものの、机上及び実地でも実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。			
35 掲示及び目録 の備え付け	① 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。	はいいいえ	条例 第249条第1項 第264条 準用 (第249条第1項) 平11 厚令37 第204条第1項 第216条 準用(第204条第1項)	・掲示物
	※ 利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項とは、運営規程の概要、福祉用具貸与(販売)事業所の従業者の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等をいいます。			
	② ①に規定する事項を記載した書面を当該事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させていますか。	はいいいえ	条例 第249条第2項 第264条 準用 (第249条第2項) 平11 厚令37 第204条第2項 第216条 準用(第204条第2項)	
	※ 重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族が自由に閲覧可能な形で事業所に備え付けることで、①の掲示に代えることができるものです。			
	③ 重要事項を法人や事業所のホームページや介護サービス情報公表システム等のウェブサイトに掲載していますか。	はいいいえ	条例 第249条第3項 第264条 準用 (第249条第3項) 平11 厚令37 第204条第3項 第216条 準用(第204条第3項)	
	④ 利用者の福祉用具の選別に資するため、事業所に、その取り扱い福祉用具の品名及び品名ごとの利用料(販売費用)その他の必要事項が記載された目録等を備え付けていますか。	はいいいえ	条例 第249条第3項 第264条 準用 (第249条第2項)	・備え付けの目録等
36 秘密保持等	① 従業者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。	いいいい	条例第251条 第264条 準用(第34条第1項) 平11 厚令37 第205条 第216条	・就業時の取り決め等の記録
	※ 秘密を保持すべき旨を就業規則に規定する、誓約書等をとるなどの措置を講じてください。			

項目	自己点検のポイント	点検	根拠法令	確認書類
	② 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 ※ 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約時に取り決め、例えば誓約金について定める等の措置を講じてください。	はいいいえ	準用(第33条第1項) 条第251条 第264条 準用(第34条第2項) 平11老企25 準用 第3の1の3(25)②	
	③ サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 ※ この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。	はいいいえ	条第251条 第264条 準用(第34条第3項) 平11老企25 準用 第3の1の3(25)③	・利用者(家族)の同意に関する記録 ・実際に使用された文書等(会議資料等) ・個人情報取扱承諾書
	④ 「個人情報の保護に関する法律」に基づき、入居者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。 ※ 個人情報の取り扱いについては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(H29.4.14 個人情報保護委員会・厚生労働省)」を参照してください。	はいいいえ	個人情報の保護に関する法律平15年法第57号)	
37 広告	事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものになっていませんか。	いいえ	条第251条 第264条 準用(第35条) 平11厚令37 第205条 第216条 準用(第34条)	・パンフレット等 ・ポスター等 ・広告
38 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	いいえ	条第251条 第264条 準用(第37条) 平11厚令37 第205条 第216条 準用(第35条)	
39 苦情処理	① 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じていますか。 ※ 「必要な措置」とは、具体的には以下のとおりです。 ア 苦情を受け付けるための窓口を設置する。 イ 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにする。 ウ 利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要について記載する。 エ 苦情に対する措置の概要について事業所に掲示する。等	はいいいえ 事例なし	条第251条 第264条 準用 (第38条第1項) 平11厚令37 第205条 第216条 準用(第36条第1項) 平11老企25 準用 (第3の1の3(28)①)	・運営規程 ・説明文書 ・掲示物 ・苦情に関する記録
	② 上記①の苦情を受け付けた場合には、当該苦情受付日、その内容等を記録していますか。 ※ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。 ※ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。 ※ 苦情の内容等の記録は、5年間保存しなければなりません。 ※ 苦情解決の仕組みについては「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの検討について」(平成12年6月7日厚労省通知)を参考としてください。	はいいいえ 事例なし	条第251条 第264条 準用 (第38条第2項) 平11老企25 準用 (第3の1の3(28)②)	・苦情に関する記録
	③ 市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	はいいいえ 事例なし	条第251条 第264条 準用(第38条第3項)	・指導等に関する記録
	④ 市町村からの求めがあった場合には、上記③の改善の内容を市町村に報告していますか。	はいいいえ 事例なし	条第251条 第264条 準用(第38条第4項)	
	⑤ 利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	はいいいえ 事例なし	条第251条 第264条 準用(第38条第5項)	
	⑥ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、上記⑤の改善の内容を報告していますか。	はいいいえ 事例なし	条第251条 第264条 準用(第38条第6項)	

福祉用具貸与

介護予防福祉用具貸与

項目	自己点検のポイント	点検	根拠法令	確認書類
40 地域との連携等	① 利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。	はいいいえ	条例第251条 第264条 準用(第39条) 平11厚令37 第205条 第216条 準用(第36条の2)	
	※ 介護福祉員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携を努めることを規定したものです。 なお、「市町村が実施する事業」には、介護福祉員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれます。			
	② 所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して福祉用具を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外のものに対しても福祉用具の提供を行うよう努めていますか。	はいいいえ 該当なし	平11老企25 準用 (第3の1の3(29))	
	※ 重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けることで、①の掲示に代えることができるものです。			
41 事故発生時の対応	① サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。	はいいいえ 事例なし	条例第251条 第264条 準用(第40条第1項、第2項) 平11厚令37 第205条 第216条 準用(第37条第1項、第2項) 平11老企25 準用 第3の1の3(30)①	・事故対応マニュアル ・事故に関する記録
	② 事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めていますか。	はいいいえ		・事故再発防止に関する記録
	③ 上記①の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。	はいいいえ 事例なし		
	※ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。			
	※ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5年間保存しなければなりません。		条例第251条第2項 第264条第2項 【独自基準(市)】	
	③ 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行なっていますか。	はいいいえ 事例なし	条例第251条 第264条 準用(第40条第3項)	
	※ 賠償すべき事項において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償能力を有することが望ましいです。		平11老企25 準用 (第3の1の3(30)②)	
42 虐待の防止	① 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図っていますか。	はいいいえ	条例第251条 準用(第40条の2第1号) 平11厚令37第205条(準用第37条の2第1号) 平11老企25 第三の十一3(8) (第一の3(31)①参照)	虐待委員会議事録
	※検討項目 ・虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること ・虐待の防止のための指針の整備に関すること ・虐待の防止のための職員研修の内容に関すること ・虐待等について、従業員が相談・報告できる体制整備に関すること ・従業員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること ・虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること ・前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること			
	② 虐待の防止のための指針を整備していますか。	はいいいえ	条例第251条 準用(第40条の2第2号) 平11厚令37第205条(準用第37条の2第2号) 平11老企25 第三の十一3(8) (第一の3(31)②参照)	
	※盛り込むべき項目 ・事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ・虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ・虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ・虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ・虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ・成年後見制度の利用支援に関する事項 ・虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 ・利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 ・その他虐待の防止の推進のために必要な事項			
	③ 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施していますか。	はいいいえ	条例第251条(第40条の2第3号準用) 平11厚令37第205条(準用第37条の2第2号) 平11老企25 第三の十一3(8) (第一の	虐待防止のための研修記録
	※ 従業員に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該施設が関与する介護事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとします。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該施設が関与する介護事業所の指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(年1回以上)を実施するとともに、研修実施時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要です。 また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えありません。			

項目	自己点検のポイント	点検	根拠法令	確認書類
			3(31)③参照	
	④ ①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。 ※ 事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要です。当該担当者としては、虐待防止委員会委員会の責任者と同様の従業員が務めることが望ましいです。	はいいいえ	条例第251条(第40条の2第4号準用) 平11厚令37第205条(準用第37条の2第24号) 平11老企25第三の十一3(8)(第一の3(31)④参照)	辞令等
高齢者虐待防止法	⑤ 事業所の従業員は高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めていますか。 【養護者(養介護施設従事者等)による高齢者虐待に該当する行為】 ア 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 イ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるア、ウ又はエに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。(高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。) ウ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 エ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。 オ 養護者又は高齢者の親族が(要介護施設従事者等か)当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。 ⑥ 高齢者虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報していますか。 ⑦ 高齢者虐待の防止について、従業者への研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等、虐待の防止のための措置を講じていますか。 ※ 虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、福祉用具貸与事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号。以下高齢者虐待防止法という。)」に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持、人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとします。 ・虐待の未然防止 指定福祉用具貸与事業者は高齢者の尊厳保持、人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供に当たる必要があり、第3条の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通して、従業者がそれらに関する理解を促す必要があります。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務、適切な対応等を正しく理解していることも重要です。 ・虐待等の早期発見 指定福祉用具貸与事業者の従業員は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事象を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるように、必要な措置(虐待等に対する相談体制、市町村の連絡窓口の周知等)がとられていることが望ましいものです。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応を行ってください。 ・虐待等への迅速かつ適切な対応 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口へ通報される必要があり、指定福祉用具貸与事業者は当該通報の手続きが迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めてください。 以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとします。	はいいいえ	高齢者虐待防止法第5条第1項 高齢者虐待防止法第2条第4項、第5項	
		はいいいえ	高齢者虐待防止法第7条、第1項、第21条第1項	
		はいいいえ	高齢者虐待防止法第20条	
43 会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 ※ 具体的な会計処理の方法等については、次の通知に基づき適切に行ってください。 ア 「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」(平成12年3月10日 老高第8号) イ 「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」(平成13年3月28日 老高第18号) ウ 「介護保険・高齢者保健福利事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて」(平成24年3月29日 老高第0329第1号)	はいいいえ	条例第251条第264条(準用(第41条)平11厚令37第205条(準用第216条)準用(第38条)平11老企25準用(第3の1の3(32))	・会計関係書類
44 記録の整備	① 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 ② 利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる諸記録を整備し、その完結の日から2年間(事故・苦情は5年間)保存していますか。 ア 福祉用具貸与計画 イ 提供した具体的なサービス内容等の記録 ウ 福祉用具の保管又は消毒の委託等による実施状況の確認結果等の記録 エ 市町村への通知に係る記録(項目27参照) オ 苦情の内容等の記録 カ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ※ 上記②の「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了(契約の解除・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等)により一連のサービス提供が終了した日を指すものとします。	はいいいえ	条例第250条第1項第263条第1項(平11厚令37第204条の2第1項)第215条第1項(条例第250条第2項第263条第2項)	・福祉用具貸与計画 ・居宅サービス計画書 ・サービス提供証明書 ・受託業者への確認の結果の記録及び指示書等 ・市町村に送付した通知記録 ・苦情に関する記録 ・事故に関する記録

項目	自己点検のポイント	点検	根拠法令	確認書類
45 電磁的記録等	① 事業者及びサービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができますが、以下のとおり取り扱っていますか。	はいいいえ	条例第265条第1項 平11 厚令第37 第217第1項	
	※ 書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この省令で規定する書面(被保険者証に関するものを除く。)の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものです。		平11 老企25第5の1	
	② 事業者及びサービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下交付等)という。)のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行うことができますが、以下のとおり取り扱っていますか。	はいいいえ 事例なし	条例第265条第2項 平11 厚令第37 第217第2項	
	※ 利用者及びその家族等(以下利用者等)という。)の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができることとしたものです。 ア 電磁的方法による交付は、第5-1の電磁的方法による重要事項の提供に準じた方法によってください。 イ 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられます。 ウ 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいです。 ※ イ、ウでは、「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考してください。 エ その他、電磁的方法によることができることとされているものは、あらかじめ準じた方法によってください。ただし、基準又は基準函(平11 老企25)の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従ってください。 ※ 上記①電磁的記録により行う場合及び②電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。			
(予防)介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準				
46 介護予防福祉用具貸与(販売)の基本取扱方針	① 介護予防福祉用具貸与は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。	はいいいえ	予防条例 第216条第1項 第230条第1項 平18 厚令第35 第277条第1項 第290条第1項 平11 老企25 第4の9(1)① 第4の10(1)①	
	※ サービスの提供に当たっては、一人一人の高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行ってください。			
	② 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	はいいいえ	予防条例 第216条第2項 第230条第2項 平11 老企25 第4の9(1)② 第4の10(1)②	
	③ サービスの提供に当たっては、利用者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供にあたっていますか。	はいいいえ	予防条例 第216条第3項 第230条第3項 平11 老企25 第4の9(1)② 第4の10(1)②	
	④ 事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービス提供に努めていますか。	はいいいえ	予防条例 第216条第4項 第230条第4項 平11 老企25 第4の9(1)② 第4の10(1)②	
47 介護予防福祉用具貸与(販売)の具体的な取扱方針	貸与 ① サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況的確な把握を行い、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ていますか(全国平均貸与価格に関する情報は平成30年10月から適用)。	はいいいえ	予防条例 第217条第1号 平18 厚令第35 第278条第1号	
	販売 ① サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、特定介護予防福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定介護予防福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定介護予防福祉用具の販売に係る同意を得ていますか。	はいいいえ	予防条例 第231条第1号 平18 厚令第35 第291条第1号	
	② サービスの提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。	はいいいえ	予防条例 第217条第2号 第231条第2号 平11 老企25 第4の9(1)② 第4の10(1)②	
	貸与 ③ サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	はいいいえ	予防条例 第217条第3号	

福祉用具貸与

介護予防福祉用具貸与

項目	自己点検のポイント	点検	根拠法令	確認書類
	④ いずれにも該当する指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定介護予防特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行っていますか。	はいいいえ	予防条例 第217条第4号 第231条第3項	
	⑤ サービスの提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行っていますか。	はいいいえ	予防条例 第217条第5号 第231条第4項	
	⑥ サービスの提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書(当該福祉用具の製造事業者、介護予防福祉用具貸与(販売)事業者等の作成した取扱説明書)を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っていますか。	はいいいえ	予防条例 第217条第6号 第231条第5項	
	貸与 ※ 自動排泄処理装置等の使用に際し、衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、利用者又は家族等が日常的に行わなければならない衛生管理(洗浄、点検等)について十分説明してください。		平11 老企25 第4の9(2)③	
	販売 ※ 特に、腰掛トイレ、自動排泄処理装置の交換・廃棄等の使用に際し、衛生面から注意が必要な福祉用具については、衛生管理の必要性等、利用に際しての注意事項について十分説明してください。		平11 老企25 第4の10(2)③	
	貸与 ⑦ サービスの提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行っていますか。	はいいいえ	予防条例 第217条第7号 平18 厚労令35 第278条第7号 平11 老企25 第4の9(2)④	
	※ 福祉用具の修理については、専門的な技術を有する者に行わせても差し支えありませんが、この場合にあっては、福祉用具専門相談員が責任をもって修理後の点検を行ってください。 特に、自動排泄処理装置等の使用に際し、衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、当該福祉用具の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、定期的な使用状況の確認、衛生管理、保守、点検を確実に実施してください			
	⑧ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(身体的拘束等)を行っていますか。	はいいいえ	予防条例 第217条第8号 平18 厚労令35 第278条第8号	
	⑨ 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その内容等について利用者又はその家族に対してできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るように努めるとともに、態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。	はいいいえ	予防条例 第217条第9号 平18 厚労令35 第278条第9号	
	貸与 ⑩ 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供していますか。	はいいいえ	予防条例 第217条第10号	
	※ 福祉用具専門相談員は、利用者が適切な福祉用具を選択するための情報の提供に当たっては、現在の利用者の心身の状態及びその置かれている環境等に照らして行ってください。		平11 老企25 第4の9(2)⑤	
	販売 ⑩ 介護予防サービス計画に指定特定介護予防福祉用具販売が位置づけられる場合には、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じていますか。	はいいいえ	予防条例 第231条第9項	
48 介護予防福祉用具貸与(販売)計画の作成	① 福祉用具専門相談員は、利用者の日常生活全般の状況、心身の状態及び希望を踏まえて、介護予防福祉用具貸与(販売)の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間、介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握(モニタリング)を行う時期等を記載した介護予防福祉用具貸与(販売)計画を作成していますか。	はいいいえ	予防条例 第218条第1項 第232条第1項 平18 厚労令35 第278条の2 第1項 第292条第1項	
	※ 特定介護予防福祉用具販売(貸与)の利用もある場合は、特定介護予防福祉用具販売(貸与)計画と一体のものとして作成してください。			
	貸与 ※ 介護予防福祉用具貸与計画作成に当たっては、主治の医師等からの情報伝達及びサービス担当者会議等を通じ、「利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行う」ことを基本として、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等を明らかにしてください。 販売 ※ 特定介護予防福祉用具販売計画作成に当たっては、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等を明らかにしてください。		平11 老企25 第4の9(3)① 第4の10(3)①	
	貸与 販売 その他、関係者間で共有すべき情報(福祉用具使用時の注意事項等)がある場合には、留意事項に記載してください。 なお、介護予防福祉用具貸与計画の様式については、各事業所にて定めるもので差し支えありません。			
	② 介護予防福祉用具貸与(販売)計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。	はいいいえ	予防条例 第218条第2項 第232条第2項	
	貸与 ※ 介護予防福祉用具貸与計画を作成後、介護予防サービス計画が作成された場合は、当該介護予防福祉用具貸与計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。		平11 老企25 第4の9の(3)②	
	③ 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその	はいいいえ	予防条例 第218条第3項	

項目	自己点検のポイント	点検	根拠法令	確認書類
	家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。		第232条第3項	
	④ 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与(販売)計画を作成した際には、当該介護予防福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員(貸与のみ)に交付していますか。	はいいいえ	予防条例第218条第4項 第232条第4項	
	※ 介護予防福祉用具貸与(販売)計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければなりません。サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与(販売)計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならず、また、当該介護予防福祉用具貸与(販売)計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員(貸与のみ)に交付しなければなりません。		平11老企25第4の9の(3) ③ 第4の10の(3)③	
	※ なお、介護予防福祉用具貸与計画は、2年間保存しなければなりません。		予防条例第214条第2項 第228条第2項	
	貸与 ⑤ 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、必要に応じ、当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)を行っていますか。 選択制の対象である品目の貸与の提供にあたっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行っていますか。	はいいいえ	予防条例第218条第5項 平18厚労令35第278の2条第5項	
	貸与 ⑥ 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に報告していますか。 介護予防支援事業者に対する実施状況等の報告については、サービスが介護予防サービス計画に即して適切に提供されているかどうか、また、当該計画策定時からの利用者の身体状況等の変化を踏まえ、利用中の福祉用具が適切かどうか等を確認するために行うものであり、必要に応じて行うこととしています。	はいいいえ	予防条例第218条第6項	
	⑦ 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防福祉用具貸与計画の変更を行っていますか。	はいいいえ	予防条例第218条第7項 平18厚労令35第278の2条第7項	
	⑧ 福祉用具専門相談員は、上記①から④までの規定について、介護予防福祉用具貸与計画の変更についても、同様に取り扱っていますか。	はいいいえ	予防条例第218条第8項 平18厚労令35第278の2条第8項 平11老企25第4の9の(3)④	
	※ 事業者は介護予防福祉用具貸与計画に定める計画期間が終了するまでに、少なくとも1回を目安としてモニタリングを行い、利用者の介護予防福祉用具貸与計画に定める目標の達成状況の把握等を行うよう努めることとし、当該モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められる場合等については、担当する介護予防支援事業者とも相談の上、必要に応じて当該介護予防福祉用具貸与計画の変更を行ってください。			
第6 変更の届出等				
49 変更の届出時	① 事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定居宅サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を市長(高齢者福祉課)に届け出ますか。 ※ 「介護給付費算定に係る体制届出に係る加算等(算定する単位数が増えるもの)」については、算定する月の前月15日までに届出が必要です。	はいいいえ	法第75条第1項 施設規則第131条 第1項第11号 平12老企36第一の1(5)	・届出書類の控
	② 事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市長(高齢者福祉課)に届け出ますか。		法第75条第2項	
第7 その他				
55 介護サービス 情報の報告 及び公表	長野県へ基本情報と運営情報を報告するとともに見直しを行っていますか。	はいいいえ	法第115条の35第1項	
56 法令遵守等の 業務管理体制 の整備	① 業務管理体制を適切に整備し、関係行政機関に届け出ていますか。届け出ている場合は届出の内容を記載してください。 届出先(松本市・長野県・厚生労働省・その他())(いずれかに○) 届出年月日(平成 年 月 日) 法令遵守責任者 氏名()	届出あり・届出なし 不明	法第115条の32第1項	
	※ 全ての事業所が松本市内にある場合、届出先は松本市になります。 それ以外の場合は、松本市のホームページ内【健康・福祉→高齢者→業務管理体制関係→業務管理体制について】で届出区分をご確認ください。			
	※ 届出の有無が不明の場合については、届出先となる所管庁に確認し、届出を行っていない場合は、速やかに届出を行ってください。 ※ 法令遵守責任者については、届出先となる所管庁に確認し、届出時から変更になっている場合は新たに届出を行ってください。			

27